

令和7年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月27日(金) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者

なし

7 議事録署名人

4番	小林	茂	5番	香坂	政博
----	----	---	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の適用による届出について

9 議案

- 第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- 第13号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 第14号 令和9年度税制改正要望について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は議案が3件ございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

それでは令和7年度、第12回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、4番小林委員、5番香坂委員に申し上げます。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する際は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された農地は、地図1のとおり、二宮せせらぎ公園の東側の位置にある土地などを含めまして、一色地区内で合計6筆となっております。

なお、相手方への届出の受理通知書については2月16日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第4条の転用1件の届出を受理しております。

土地の場所については、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは内原跨線橋の南側の位置にある山西地区内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については2月13日付で発行しております。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

№. 1から№. 2につきましては、一色地区の内山委員、よろしくお願いします。

【委員】

№. 1から№. 2について報告いたします。

昨年実施した農地パトロールの際などに一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認しております。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,791㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、以前に借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして№. 3から№. 4につきましては、山西地区の野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

№. 3から№. 4について報告いたします。

3月18日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の七ヶ久保に位置する農業振興地域の農地2筆で、面積の合計は813㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして№. 5から№. 6につきましては、川勾地区の野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

№. 5から№. 6について報告いたします。

昨年実施した農地パトロールの際などに山西・川匂地区農業委員及び事務局で対象農地を確認しております。

対象農地の場所は、川匂の関ノ上に位置する農業振興地域の農地2筆で、面積の合計は1,790㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、以前に借受予定者から聞き取った営農計画などからも、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

議案第12号について補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第12号関係資料をご覧ください。

はじめに№. 1については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

続いて№. 2については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を10ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに1年間更新するものとなっております。

続いて№. 3については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、11ページから14ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

続いて№. 4については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、15ページから19ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を20ページに添付しております。

利用目的としては、現在、ブルーベリーを作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

続いて№. 5については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、21ページから24ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

最後に№. 6については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、25ページから29ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を30ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに2年間更新

するものとなっております。

いずれも借主が耕作する農地については農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

賃借権と使用貸借権はどのように違うのですか。

【事務局】

賃借権は利用料が発生するもので、使用貸借権は無料となっております。

【委員】

No. 4の方について、原木シイタケをされていますが畑では何をされるのですか。

【委員】

この畑は以前から借りていて、今はブルーベリーを植えています。シイタケの時期とブルーベリーの時期が半年違うので、両方とも管理できたらとブルーベリーを植えた

と聞きました。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

続きまして、議案第13号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第13号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

令和8年度の事業実施にあたり、令和8年度最適化活動の目標の設定等を作成いたしました。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。

このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

それでは、議案第13号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのⅠ「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、農家数、経営体数、農業従事者等は2025年農林業センサスの結果がまだ公表公表されていないため、2020年の農林業センサスを基にしております。

また、認定農業者数は今年度末の数値、耕地面積は令和7年度の耕地及び作付面積統計の数値となっております。

続きまして、2ページのⅡ「最適化活動の目標」でございます。

1「最適化活動の成果目標」については、(1)「農地の集積」の①で現状の実績を記載し、②の「目標」では3年後を目標年度としております。

また、「今年度の新規集積面積」は、令和7年度の前担い手から担い手への新規集積面積の実績となっております。

続きまして、(2)「遊休農地の解消」では今年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

①「現状及び課題」で令和7年度の実績を記載し、②「目標」のアは令和3年度の実績を基にした数値となっており、イの欄には令和7年度に新規発生した緑区分の解消目標面積を記載しております。

続きまして、3ページの(3)「新規参入の促進」の①「現状及び課題」には直近3年間の実績を記載しており、②「目標」には、直近3年間の権利移動面積の平均の1割を新規参入者への貸付け等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としています。

続きまして、2「最適化活動の活動目標」でございます。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1月あたり6日を目標としており、皆様には、この目標日数分以上の活動記録を提出いただくこととなります。

(2)「活動強化月間の設定目標」は、農地パトロールや農政活動協力金の回収などの活動に合わせて3回の強化月間を設定しております。

(3)「新規参入相談会への参加目標」については、令和7年度と同様に農業支援ワン

ストップ相談窓口を1回開催することとしており、この相談会へ参加いただくことを目標としております。

本日ご審議いただいた後、この計画を二宮町のホームページ上で公表いたします。
以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。
よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第13号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。
続きまして、議案第14号、令和9年度 税制改正要望について議題といたします。
事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第14号関係資料をご覧ください。
令和9年度税制改正要望につきまして、事前に委員の皆様にご意見を伺った上でまとめさせていただきました。要望は、「相続税の評価額を売買価格と相応の額に見直すこと」の継続要望となっております。
今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを神奈川県農業会議に報告し、神奈川県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、神奈川県へ要望する流れとなっております。
以上、ご審議をよろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。
よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第14号、令和9年度 税制改正要望について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」といたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会